

# 他都市の処分事例について

～ 同様の事例はありませんか？ ～

青森市 福祉部 指導監査課

令和4年度 介護サービス事業者等集団指導

## ■ 指定取消事例①

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>訪問介護員の<u>資格がない従業者がサービス提供</u>を行い、<u>サービス提供を行っていないサービス提供責任者の名前をサービス実施記録に記載</u>し、介護報酬を<u>不正に請求</u>し受領した。</li><li>要支援から要介護に区分変更になった際に<u>訪問介護計画を作成していなかった</u>にもかかわらず、提供したサービスについて、介護報酬を<u>不正に請求</u>し受領した。</li></ul> <p>② 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"><li>元従業者による日中のサービス実施記録が存在するにもかかわらず、法人代表者が、元従業者は他事業所に勤務しているため、9時から17時以外の時間のみヘルパー業務を行ったことがあるという旨の<u>虚偽の答弁</u>をした。</li></ul>

## ■ 指定取消事例②

サービス種別	地域密着型通所介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>看護職員が欠如</u>しており、本来はその旨報告のうえ減算して請求するところを、<u>満額の請求</u>を長期にわたり行った。</li></ul> <p>② 不正な手段による指定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定更新時において、看護職員が不在にもかかわらず、<u>勤務実績のない者の看護師免許の写しを添付</u>し、配置しているように見せかけた。</li></ul> <p>③ 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査において、看護師免許を取得している旨の<u>虚偽の回答</u>を行った。</li></ul>

### ■ 指定取消事例③

サービス種別	居宅介護支援
処分理由	<p>不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者は、居宅サービス計画の作成にかかる記録が滞っており、<u>居宅介護支援の業務を適切に行っていない</u>こと、それに係る運営基準減算についても認識していたが、<u>減算を算定せずに、居宅介護支援費を請求</u>、受領した。</li> </ul>

### ■ 指定の一部効力の停止

(新規利用者受入停止及び介護報酬請求上限7割の制限 6か月) 事例①

サービス種別	通所介護
処分理由	<p>不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員の配置数が<u>人員基準欠如に該当</u>していた場合は、人員基準欠如に該当する場合の所定単位数で請求しなければならないが、<u>このことを知りながら不正に請求</u>し受領した。</li> </ul>

■ 指定の一部効力の停止  
 (新規利用者受入停止及び介護報酬請求上限7割の制限 6か月) 事例②

サービス種別	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
処分理由	<p>① 運営基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域密着型施設サービス計画について、実地指導対策として、法人代表者でもある介護支援専門員の指示により、施設長等が入居者又は家族が<u>署名及び押印したように偽造し、説明及び同意を得ないままサービスを提供した。</u>また、地域密着型施設サービス<u>計画について未作成の期間があった。</u></li> </ul> <p>② 人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>施設で十分な検討を行うことなく、</u>身体的拘束を行った。また、身体的拘束を行う場合に必要な手続において、<u>入居者又は家族の同意及び身体的拘束に関する記録に不備</u>が認められた。</li> <li>・ 施設従事者の都合による介護・世話の<u>放棄・放任に該当する行為が行われ、常態化</u>していた。</li> </ul> <p>③ 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査において、<u>偽造した地域密着型施設サービス計画書を提出した。</u></li> <li>・ 監査において、<u>偽造した身体拘束に関する説明書を提出した。</u></li> </ul> <p>④ 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①に関し、監査において、法人代表者でもある介護支援専門員及び施設長が、<u>偽造行為を隠蔽するために事実と異なる答弁を行った。</u></li> </ul>

■ 指定の一部効力の停止  
 (新規利用者受入停止及び介護報酬請求上限7割の制限 6か月) 事例③

サービス種別	介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所生活介護
処分理由	<p>① 不正の手段による指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤務予定のない者の名義を使用し、人員基準を満たすものとして<u>虚偽の指定申請を行い</u>、指定を受けた。</li> </ul> <p>② 介護給付費の不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人員基準欠如の状態であったにもかかわらず、<u>介護給付費の減算を行わず、また、看護体制加算を算定して請求</u>を行った。</li> </ul> <p>③ 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人員基準を満たすことを装うための<u>虚偽の書類を正式なものとして監査で提出</u>した。</li> </ul> <p>④ 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①及び人員基準違反に関して、<u>監査において偽装行為を隠蔽する旨の答弁</u>を行った。</li> </ul>

■ 指定の全部の効力の停止（4か月）事例①

サービス種別	居宅介護支援
処分理由	<p>① 運営基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護支援専門員が担当する利用者の居宅介護支援に際して必要な<u>モニタリングが行われておらず</u>、ケアマネジメントに際して必要な<u>記録を作成していない</u>。</li><li>・ 居宅サービス計画を作成する際に必要な利用者の<u>同意を文書で得ないままサービスを提供</u>している。</li></ul> <p>② 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合に行うべき<u>運営基準違反による減算を行うことなく不正に介護報酬を請求</u>した。</li></ul>

■ 指定の全部の効力の停止（2か月）事例②

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ サービス提供<u>記録を作成せず</u>、介護給付費を請求した。</li><li>・ 訪問介護員の<u>資格を持たない職員が提供したサービス</u>について、介護給付費を請求した。</li><li>・ 同一の訪問介護員が<u>複数の利用者に対し、同日同時間帯にサービス提供した</u>として、重複して介護給付費を請求した。</li></ul> <p>② 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査において、訪問介護員の資格を持たない職員のサービス提供について、介護給付費を請求していないと<u>証言していた期間が、確認した事実と異なっていた</u>。</li></ul>



■ 指定の全部の効力の停止（新規利用者の受入停止3か月）事例③

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>① 人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者に対し、<u>居室のドアノブを紐で縛ることにより、居室に隔離</u>していた。</li><li>・ 利用者に対し、<u>居室の水道の元栓を閉めることにより、水分摂取を制限</u>していた。</li></ul> <p>② 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>虚偽のサービス提供の記録を作成</u>し、不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。</li><li>・ <u>サービス提供の記録が存在しない</u>にもかかわらず、不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。</li></ul> <p>③ 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査において、提出を求めた物件について、<u>「存在しない」とする虚偽の報告</u>を行い、提出しなかった。</li></ul>

## ■ 改善命令事例

サービス種別	有料老人ホーム
処分理由	<p>① 老人福祉法第29条第6項（※1）違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜（以下、「日常生活上の便宜」という。）の内容を記録した帳簿の作成状況が確認できない。</li> <li>・ 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した際の状況及びその事故に際して採った処置の内容を記録した帳簿の作成状況が確認できない。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※1 老人福祉法第29条第6項          有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。</p> </div> <p>② 入居者の処遇に関し不当な行為に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者虐待に対する改善指導に対し、必要な措置を講じていない。</li> </ul> <p>③ その他入居者の保護のため必要があるに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録をせずに入居者に対して喀痰吸引等（特定行為）を行った。</li> <li>・ 必要な職員が不在である。</li> </ul>

■ 同一法人が運営する複数事業所の処分事例 【通所介護 2 事業所、（介護予防）訪問看護】

■ 指定取消事例

サービス種別	通所介護 2 事業所
処分理由	<p>① 不正請求（2 事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>個別機能訓練加算の算定要件（※1）を満たしていない</u>（必要な機能訓練指導員が配置されていない）ことを知りながら加算を請求した。</li> </ul> <p>※1 個別機能訓練加算（I）イ：専従の機能訓練指導員を1名以上配置 個別機能訓練加算（I）ロ：サービス提供時間を通じて常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置</p> <p>② 虚偽報告（2 事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査実施時に、個別機能訓練加算の算定要件を満たしているように見せかけるため、機能訓練指導員の<u>勤務時間等を偽ったタイムカードを提出</u>した。</li> </ul> <p>③ 虚偽答弁（2 事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査実施時に、機能訓練指導員が別の場所で勤務していたにもかかわらず、事業所の<u>サービス提供時間を通じて勤務しているとの虚偽答弁</u>を行った。</li> </ul> <p>④ 不正の手段による指定（1 事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定申請時に、機能訓練指導員として配置する場合に<u>必要な実務経験期間（6月）を満たさないことを知りながら、指定申請書に実務経験期間を偽った書類を添付して、申請を行い、不正の手段により指定を受けた。</u></li> </ul>

## ■ 指定取消事例

サービス種別	(介護予防) 訪問看護
処分理由	<p>① 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査実施時に、常勤の看護職員として指定申請したが、実際は非常勤のパート職員であるにもかかわらず、<u>常勤職員であると偽るため、虚偽のタイムカード・給与明細を提出</u>した。</li></ul> <p>② 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査実施時に、常勤の看護職員として指定申請したが、実際は非常勤のパート職員であるにもかかわらず、<u>常勤職員であるとの虚偽答弁</u>を行った。</li></ul> <p>③ 不正の手段による指定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定申請時に、<u>指定申請の所在地と異なる場所で事業を行う</u>ため、また、<u>常勤勤務の予定のない職員を常勤</u>と見せかけるために、<u>虚偽の指定申請書や勤務形態一覧表等により申請</u>を行い、不正の手段により指定を受けた。</li></ul>